

新型コロナウイルス流行期における政府の指針「軽症者は自宅待機」について、会員よりその対応と応召義務について質問がありました。日本医師会より回答がありましたので掲載します。

また、「応召義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方」(2020年1月10日)を参考としてください。

[参考:「応召義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方」\(2020年1月10日\)](#)

## 日本医師会からの回答

### 【電話での対応について】

お電話にて相談があった場合は、症状を聞いていただき、先生が新型コロナウイルス感染、またはその疑いがあれば帰国者・接触者相談センターへ案内いただければと思います。新型コロナウイルス感染症ではないと判断した場合は、混雑時を避ける等ご配慮いただき、対応していただきたい。

### 【軽症者の自宅待機について】

政府の指針の「軽症者は自宅待機」の要請は、政令・省令という法的な位置づけにはありません。報道を通じ、メッセージとして色々な捉え方をされているが、感染症の専門家会議で議論され、一般向けの案内として出されたものです。そのため、「軽症者は自宅待機してほしい」と医療機関の対応を法的に縛るものではありません。

例えば、一般的な風邪をひいた際に、全員が医療機関をすぐ受診するわけではなく、しばらく市販薬で様子を見て、それでも症状がよくなるに場合医療機関を受診される、そのようなニュアンスです。その目安として、「37.5度以上の発熱が4日以上続くような場合は受診ください」との案内となっています。

### 【応召義務について】

「応召義務」については医師法と絡み、回答が難しいところです。

令和2年1月10日付日医発第1006号にて「応召義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」を発出しているので、参考にしてください。

医師法第19条1項では、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」との「応召義務」に関する内容があります。

同通知の「個別事例ごとの整理、④差別的な取扱い(上記参考PDF6 ページ目)」に「ただし、第1類、第2類感染症等、制度上、特定の医療機関で対応すべきとされている感染症に罹患している又はその疑いのある患者等についてはその限りでない」とあります。新型コロナウイルスは第2類感染症に分類されるため、「感染症に対応できないこと」を理由として、診療せず、帰国者・接触者相談センター経由で帰国者・接触者外来への受診を勧めることは義務違反にはならないと解釈されるのではないのでしょうか。